

九州大学エネルギー研究教育機構規則

平成28年度九大規則第26号
制定：平成28年 9月27日
最終改正：令和 4年 3月29日
(令和3年度九大規則第81号)

(趣旨)

第1条 この規則は、九州大学学則（平成16年度九大規則第1号。以下「学則」という。）
第12条の4第2項の規定に基づき、エネルギー研究教育機構（以下「機構」という。）の
内部組織その他必要な事項を定めるものとする。

(目的)

第2条 機構は、「今世紀後半、そして2100年における社会のエネルギー」を具現化する
ため、自然科学から人文社会科学にわたるエネルギー分野の研究者を結集した全学的組織と
して、エネルギー研究教育のゲートウェイ機能の構築、2050年の脱炭素社会のグランド
デザインの提示並びに分野横断的な先端研究及び人材育成を行うことを目的とする。

(機構長)

第3条 機構に、機構長を置き、総長をもって充てる。

(副機構長)

第4条 機構に、副機構長を置き、機構長が指名する理事、副理事又は教員をもって充てる。

(戦略会議等)

第5条 機構に、管理運営等に関する重要事項を審議するため、戦略会議を置く。

- 2 機構に、具体的な戦略、企画、運営等について審議するため、企画運営委員会を置く。
- 3 戦略会議及び企画運営委員会の組織、審議事項、議事の手続その他必要な事項は、機構長
が別に定める。

(機構への支援)

第6条 機構に対して、当分の間、機構が使用した学内共通利用施設及び全学レンタルスペー
スに係る費用等を支援する。

- 2 前項の支援の範囲及び手続については、別に定める。

(事務)

第7条 機構の運営に関する事務は、関係部局の協力を得て、I²CNER・Q-PIT共通
事務支援室において処理する。

(補則)

第8条 この規則に定めるもののほか、機構の運営等に関し必要な事項は、戦略会議の議を経
て機構長が別に定める。

附 則

この規則は、平成28年10月1日から施行する。

附 則（平成28年度九大規則第74号）

この規則は、平成29年1月1日から施行する。

附 則（平成29年度九大規則第43号）

この規則は、平成30年1月1日から施行する。

附 則（平成29年度九大規則第88号）

この規則は、平成30年4月1日から施行する。

附 則（令和2年度九大規則第2号）

この規則は、令和2年7月1日から施行する。

附 則（令和3年度九大規則第51号）

この規則は、令和3年10月1日から施行する。

附 則（令和3年度九大規則第56号）

この規則は、令和3年11月1日から施行する。

附 則（令和3年度九大規則第81号）

この規則は、令和4年4月1日から施行する。